

随意契約理由書

件名	西クリーンセンターごみクレーン自動運転制御用装置更新
契約の相手方	JFEプラントエンジニア株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当
随意契約の理由 西クリーンセンターは、市内で発生した一般廃棄物の焼却処理を行う施設であり、安定した焼却処理を行うためには、ごみクレーンの自動運転が必要である。ごみクレーン自動運転制御用装置は、ごみクレーンの自動運転を制御するための装置であり、高い信頼性が求められる。また、本装置は、クリーンセンターを運転計画どおりに運用するための重要な設備であることから、各機器の部品取替え等の点検整備を行い、予防保全を図る必要がある。 本業務は、ごみクレーン自動運転制御用装置の更新を行うものである。業務の施工に当たっては、ごみクレーン本体等との整合を図りながら更新を行う必要があるため、既存設備のシステム構成や機能を十分に把握している業者でなければ、業務を実施することができない。本装置は、JFEプラントエンジニア(株)が独自に設計・製作したものであり、更新や点検整備等においては、メーカー独自の専門的な知識・知見に基づく技術力やノウハウが必要不可欠である。このため、他社ではその構造や機能など技術的知見を知り得ないため、メーカーであるJFEプラントエンジニア(株)でなければ、本業務を行うことはできない。よって、上記業者と随意契約を締結するものである。	
担当部署 (問合せ先)	環境局施設課(電話番号078-595-6164)